上尾市長等政治倫理条例 (案)

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることに鑑み、 その受託者たる市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)が、 その権限又は地位の影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図 ることのないよう必要な措置を講ずることにより、市政に対する市民の信 頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もっ て公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等及び市民の責務)

- 第2条 市長等は、その市政を執行する権能が市民の信託によるものである ことを深く自覚し、誠実に職務を執行しなければならない。
- 2 市民は、主権者として市政に参加し、公共の利益を実現する自覚を持ち、 市長等に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使させるような働き かけをしてはならない。

(政治倫理基準)

- 第3条 市長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。
  - (1) その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
  - (2) 市(市が設立した公社及び市が資本金、基本金その他これらに準ずる ものの2分の1以上を出資し、又は拠出している会社その他の法人を含 む。次条第1項において同じ。)が行う工事等の請負契約(下請負に係 るものを含む。)、業務委託契約及び物品納入契約(以下「請負契約等」 という。)並びに指定管理者の指定に関して特定の業者を推薦、紹介す る等有利な取計らいをしないこと。
  - (3) 職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。
  - (4) 職員の採用に関して、その地位による権限又は影響力を不正に行使しないこと。
  - (5) 政治活動に関して道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- 2 市長等は、前項各号に掲げる政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明ら

かにしなければならない。

(請負契約等の辞退)

- 第4条 市長等が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている法人又は 市長等の配偶者、2親等内の親族若しくは同居の親族が役員をしている法 人がある場合において、当該法人は、市が行う請負契約等を辞退するよう 努めなければならない。
- 2 前項に規定する「実質的に経営に携わっている法人」とは、次に掲げる ものをいう。
  - (1) 市長等が資本金、基本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を 出資し、又は拠出している法人
  - (2) 市長等がその経営方針又は主要な取引に関与している法人
- 3 市長等は、第1項の規定に該当する場合にあっては、責任をもって同項の規定に該当する法人に請負契約等の辞退届を作成させ、これを市長に提出するよう努めなければならない。
- 4 辞退届は、市長等の任期開始の日又は当該事由の発生した日から起算して30日を経過する日までに、市長に提出するものとする。
- 5 市長は、前項に定める期間経過後速やかに、辞退届の提出状況を公表しなければならない。

(指定管理者の指定の禁止)

第5条 前条第1項の規定に該当する法人は、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者となることができ ない。ただし、他に適当な指定管理者がない等やむを得ない事情のあると きは、この限りでない。

(資産等報告書等の提出)

第6条 市長は、その任期開始の日(再選挙により市長となった者にあってはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあっては当該者の退職の申立てがあったことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあってはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日か

ら起算して100日を経過する日までに、作成し、市長に提出しなければ ならない。

- (1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。)を 含む。) 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続 人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的と なっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その 旨
- (3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
- (4) 預金 (当座預金及び普通預金を除く。) 及び貯金 (普通貯金を除く。) 預金及び貯金の額
- (5) 有価証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項 及び第2項に規定する有価証券に限る。) 種類及び種類ごとの額面金 額の総額(株券にあっては、株式の銘柄及び株数)
- (6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。) 種類及び数量
- (7) ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。) ゴルフ場の名称
- (8) 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金の額
- (9) 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。) 借入金の額
- 2 市長は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に 掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資 産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、 その翌年の4月1日から同月30日までの間に、作成し、市長に提出しな ければならない。
- 3 第1項の資産等報告書及び前項の資産等補充報告書(以下「資産等報告書等」という。)には、規則の定めるところにより、必要な証明書を添付しなければならない。

(所得等報告書の提出)

第7条 市長(前年1年間を通じて市長であった者(任期満了により市長で

ない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあっては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であった者)に限る。)は、次の各号に掲げる金額、課税価格及び税等の納付状況を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあっては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が100万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実)
  - ア 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項 に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第3項に規 定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第2条第 1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。)
  - イ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税 法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得 の金額であって規則で定めるもの
- (2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。)
- (3) 所得税及び事業税の前年分並びに市県民税、固定資産税、国民健康保 険税及び軽自動車税の前年度分の4月1日における納税状況
- 2 前項の規定により提出する所得等報告書には、規則の定めるところにより、必要な証明書を添付しなければならない。

(関連会社等報告書の提出)

第8条 市長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社

等報告書を、同月2日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあっては、同月2日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する関連会社等報告書には、規則の定めるところにより、必要な証明書を添付しなければならない。

(資産等報告書等、所得等報告書及び関連会社等報告書の閲覧)

- 第9条 市長は、前3条の規定により提出された資産等報告書等、所得等報告書及び関連会社等報告書を、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して15日を経過する日までに閲覧に供しなければならない。ただし、第6条第3項、第7条第2項及び前条第2項の規定により添付された証明書は、閲覧の対象としない。
- 2 資産等報告書等、所得等報告書及び関連会社等報告書の閲覧期間は、閲覧開始の日(資産等報告書等にあっては、当該資産等報告書等を作成した市長の任期満了の日(任期満了前に市長の職を離れたときはその日)前に最後に作成した資産等報告書等の閲覧開始の日)から5年間とする。
- 3 第1項の規定により閲覧した者は、閲覧により知り得たことをこの条例の目的に沿うよう適正に利用しなければならない。

(資産等報告書等、所得等報告書及び関連会社等報告書の審査)

第10条 市長は、資産等報告書等、所得等報告書及び関連会社等報告書の 写しを、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して15日を経過 する日までに次条に規定する審査会に提出し、審査を求めなければならな い。

(政治倫理審査会の設置)

第11条 資産等報告書等、所得等報告書及び関連会社等報告書の審査その 他の処理を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき上 尾市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織及び運営)

- 第12条 審査会の委員は、3人とし、法令に関し専門的知識を有する者又 は識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任の委員が委嘱されるま で引き続きその職務を行うものとする。
- 4 審査会の会議は、非公開とする。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(審査会の職務)

- 第13条 審査会は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 資産等報告書等、所得等報告書及び関連会社等報告書を審査し、意見書を市長に提出すること。
  - (2) 第17条第1項の規定による調査の請求に係る事案を調査し、意見書を市長に提出すること。
  - (3) 説明会を開催し、主宰すること。
  - (4) その他政治倫理の確立を図るため、市長の諮問を受けた事項について 答申し、又は建議すること。

(審査等協力義務)

- 第14条 市長等は、審査会の審査及び調査に協力しなければならない。
- 2 市長等が審査会の審査及び調査に協力しなかったとき、又は虚偽の報告 をしたときは、審査会は、意見書にその旨を記載しなければならない。

(条例違反に対する措置の勧告)

- 第15条 審査会は、この条例に違反する事実を認定したときは、意見書に その旨を記載しなければならない。この場合において、審査会は、違反者 に対し必要な措置をとることを市長に勧告することができる。
- 2 市長は、審査会の勧告を尊重して、必要な措置をとらなければならない。 (意見書の公表)
- 第16条 審査会は、第10条及び次条第2項の規定により審査又は調査を 求められた日から90日以内に、審査又は調査の結果について意見書を作 成し、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、意見書を速やかに閲覧に供するとともに、その要旨を公表しな ければならない。
- 3 意見書の閲覧期間は、閲覧開始の日から5年間とする。

(調査請求権)

- 第17条 市民は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公職選挙法第22条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において上尾市の選挙人名簿に登録されている者の総数の100分の1以上の連署をもって、これを証する資料を添付した調査請求書を市長に提出し、その調査を請求することができる。
  - (1) 政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。
  - (2) 資産等報告書等、所得等報告書及び関連会社等報告書の記載事項に疑 義があるとき。
  - (3) 請負契約等の辞退及び指定管理者の指定の禁止に違反する疑いがあるとき。
- 2 前項の規定による調査の請求があったときは、市長は、当該請求に係る 調査請求書の写しを審査会に提出し、調査を求めなければならない。
- 3 地方自治法第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項及び第6項並びに第74条の3の規定は、第1項の規定による請求者の署名について準用する。

(逮捕後の説明会)

- 第18条 市長等が刑事事件に関し逮捕された後、その職にとどまろうとするときは、市長に対し、市民に対する説明会の開催を求めることができる。 (起訴後の説明会)
- 第19条 市長等が刑事事件に関し起訴された後、その職にとどまろうとするときは、市民に対する説明会を開催しなければならない。
- 2 前条又は前項の規定による説明会の開催がされないときは、市民は、公職選挙法第22条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において上尾市の選挙人名簿に登録されている者50人以上の連署をもって、説明会の開催を請求することができる。
- 3 前項の規定による説明会の開催請求は、逮捕後の説明会にあっては起訴 又は不起訴の処分がされるまでの間に、起訴後の説明会にあっては起訴さ れた日から50日以内に、市長に対して行うものとする。
- 4 市長は、説明会の開催請求書の写しを速やかに審査会に送付し、説明会の開催及び主宰を求めなければならない。
- 5 地方自治法第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項及び第

- 6 項並びに第74条の3の規定は、第2項の規定による請求者の署名について準用する。
  - (1審有罪判決後の説明会)
- 第20条 前条の規定は、市長等が刑事事件により第1審において有罪の判 決の言渡しを受けた後、その職にとどまろうとする場合に準用する。

(刑の確定後の措置)

第21条 市長等が刑事犯で有罪判決の宣告を受け、刑が確定したときは、 公職選挙法第11条第1項の規定により失職する場合を除き、当該市長等 は、辞職するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第17条まで 並びに次項から第7項までの規定は、公布の日から起算して1年を超えな い範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)において市長である者は、一部施行日において有する第6条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、一部施行日から起算して100日を経過する日までに、作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、一部施行日の属する月が1月から3月までであるときは、第6条第1項の規定にかかわらず、一部施行日の属する年に限り、資産等補充報告書の作成及び提出は要しないものとする。
- 3 前項の規定により提出する資産等報告書には、規則の定めるところにより、必要な証明書を添付しなければならない。
- 4 第2項の規定により提出された資産等報告書は、第6条第1項の規定により提出された資産等報告書とみなし、この条例の規定を適用する。ただし、第9条第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第2項」と、同項ただし書中「前条第3項」とあるのは「前条第3項並びに附則第3項」

と読み替えるものとする。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正)

5 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中第12号の3を第12号の4とし、第12号の2の次に次の1号を加える。

(12)の3 政治倫理審査会委員

別表第1中12の3の項を12の4の項とし、12の2の項の次に次のように加える。

1 2	政治倫理審査会		
Ø 3	委員長	日額	16,000円
	委員	日額	15,000円

(政治倫理の確立のための上尾市長の資産等の公開に関する条例の廃止)

6 政治倫理の確立のための上尾市長の資産等の公開に関する条例(平成7年上尾市条例第29号)は、廃止する。

(政治倫理の確立のための上尾市長の資産等の公開に関する条例の廃止に伴う経過措置)

7 一部施行日の前日において、前項の規定による廃止前の政治倫理の確立 のための上尾市長の資産等の公開に関する条例第5条第1項の規定により 保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに 関連会社等報告書の保存及び縦覧については、なお従前の例による。